

川島町法律相談実施要領

(目的)

第1条 この要領は、町民の日常生活において起こる問題、紛争等のうち、その解決に法律の知識を要するものについて、弁護士による適切な指導及び助言を受けるための相談（以下「相談」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

(相談の案件)

第2条 相談の案件は、その解決に専門的な法律の知識を要するものとする。ただし、営利を目的としたもの又は裁判所にて係争、調停中のものを除く。

(相談日時及び場所)

第3条 相談日時及び場所は、次に掲げるところによる。

(1) 相談日時は、原則として毎月10日（以下「相談日」という。）の午前10時から正午までとする。ただし、相談日が川島町の休日を定める条例（平成2年条例第第13号）第1条第1項に規定する町の休日にあたる場合は、その日の前後において同項に規定する町の休日でない日とする。

(2) 相談場所は、川島町役場庁舎内とする。

2 前項の規定にかかわらず、総務課長は、特に必要があると認めるときは、相談日時又は場所を変更することができる。

(対象者)

第4条 相談をすることができる者は、町内に在住又は在勤する者とする。

(相談日時の予約)

第5条 相談を希望する者は、総務課自治振興グループに電話又は来庁して相談日時の予約をしなければならない。また、複数の相談日時の予約はできないものとする。

2 相談から1か月を経過するまでの間は、次の相談日時の予約はできないものとする。

(相談時間及び回数制限)

第6条 相談をすることができる時間は、1回につき30分以内とし、相談の回数は、同一案件の相談につき、2回までとする。

(相談の費用)

第7条 相談をするための費用は、無料とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、総務課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。